

雇児発第 0704 第 8 号

平成 28 年 7 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

保育所設置促進事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「保育所設置促進事業実施要綱」を定め、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

別紙

保育所設置促進事業実施要綱

1 事業の目的

保育所等の整備にあたり、土地の確保が困難な都市部等での保育所等の整備を促進するため、土地借料の一部を支援し、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

3 事業の内容

保育所等の設置にあたり、新たに土地を借り上げるために必要な賃借料(敷金を除き、礼金を含む。)を補助する。(ただし、保育所等の施設整備を行う場合に限る。)

4 対象事業者

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園を経営する者。ただし、地方公共団体が設置する場合及び保育所等整備交付金により施設整備を行う場合を除く。

5 対象事業の制限

- (1) 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる場合は、本事業の対象とならない。
- (2) 本事業による賃借料の補助は、1の保育所等につき1回限りとする。
- (3) 本事業については、原則、当該年度中又は翌年度4月1日に開設する保育所等を対象とする。
- (4) 本事業は、工事契約日以降にかかる土地借料を対象とする。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。